~ 国際研究 ~

広がりを見せる法整備支援

国際協力部教官 松川 充康

認知度に大きな変化

法務総合研究所国際協力部が2001年4月1日に設置されて以来,11年が経過しました。その3年後の2004年4月から、当部には裁判所から出向してきている教官がいますが、その当時の話を聞くと、「一部の人を除き、国際協力部のことはもちろん、法整備支援を知っている人なんて、ほとんどいなかった。」と言います。それが今や、法整備支援の認知度は格段に上がり、そこに関わる、あるいは、関わろうとする人の層も広がりを見せています。。

たとえば、司法修習生やロースクール生と話す機会があれば、法整備支援を知っているか、聞いてみてください。程度の差こそあれ、何かしら聞いたことがあるという人が過半数だと思います。これは2004年当時には考えられないことです。

また、2010年4月から、カンボジア現地には裁判官出身の長期専門家が派遣されていますが、こういった話をしたときの反応が、世代によって違うというのも興味深いところです。おおよそのイメージですが、10年目以上の法律家ですと、「そんなところに派遣されるなんて気の毒に。」という反応が多く、年次が上の方であるほどその傾向は増します。一方、10年未満の法律家、特に5年未満の法律家ですと、「とてもやりがいがありそうだ。自分も行ってみたい。」という反応が、想像以上に多いのです。

JICAが長期専門家(法整備支援分野)の能力開発

コースを設けると、これまた定員を超える応募があり、締め切る状態です。法務総合研究所国際協力部と大学が連携した法整備支援のサマースクール(3日間)やシンポジウムには、各地から100名もの若者が自費で集まってきます。そして、日本弁護士連合会が外務省・法務省と共催で国際分野(法整備支援を含む)に関する有料セミナーを開催すると、弁護士・法科大学院生・大学生から定員を超える応募がありますが、これらは2004年当時には考えられなかったことです。

マスコミの報道の仕方を見ても、法整備支援に関心を向け、応援するという姿勢を感じます。NHKの解説委員が、とある番組で法整備支援を詳しく解説してくれました。その一部を紹介します。

「元々,日本の法律自体が,明治時代に西欧諸国の法制度をミックスしながら近代的な法制度を整備して根付かせてきたという歴史を持つだけに,途上国の実状にあわせた形での法整備支援は,日本にとって得意分野と言えます。アジアでの存在感を高めるためにも,カンボジアなどでの経験を生かして,現地の人たちに実のある国際貢献を続けて欲しいと思います。」²

こういった現象は、法律分野、法整備支援分野に限ったことではありません。むしろ、アジア諸国、特に東南アジア諸国の存在感が格段に高まってきたことに伴い、最も国際性に劣る業界の一つである法

¹ 法務省は、正式には法制度整備支援と呼称していますが、同じ意味ですので、本稿では話の流れ上、「法整備支援」で語ります。

² http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/200/106331.html

律業界においても、国際化の流れが押し寄せ、アジ ア諸国との距離感、付き合い方が、大きく変動しつ つあることの現れであると受け止めています。

このような時代の流れがあればこそ,2012年12月 24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」³でも, 当面重点的に取り組む施策として,「インクルーシブ な成長の基礎となる法制度整備支援の推進」が掲げ られたのかもしれません。

アジアで業務展開する法律事務所

現に同様の変化は、法整備支援以外の法律業界で も現れています。最も顕著な動きは、ここ数年で、 日系法律事務所のアジア業務展開が急速に拡大して いることです。これまでもいわゆる渉外法律事務所 と呼ばれる事務所は複数存在していましたが、実は 業務の大半は国内案件であったとも聞きます。それ が、ここ数年、中国はもちろんのこと、シンガポー ル,ベトナム,タイ,インドネシア,インドなどの アジア諸国に日本の弁護士を駐在させ、現地ベース で、日系企業への法的サービスを提供する事務所が 出てきています。カンボジア, ラオス, ミャンマー といった国々への展開も時間の問題でしょう。さら に、日本の法律事務所自体を飛び出し、シンガポー ルの法律事務所に籍を置く弁護士や、インドネシア でインドネシア人と新しい法律事務所を開業する弁 護士さえあらわれています。

経済的な力学としては、リーマンショック、更には東日本大震災や歴史的な円高といった事象が次々と起こる中で、日系企業の海外展開が加速し、それら企業を顧客とする法律事務所もついていくしかないという側面があるのは確かでしょう4。しかし、現

地に駐在している弁護士の話を聞くと、事務所の命で嫌々駐在しているというよりも、自ら希望して新たな地に飛び込んでいっている人が大半です。もはや、アジアとの距離感が変わってしまっているのです。

そして、そういった弁護士の方々と話をすると、 法整備支援に強い関心と理解を示し、更には協力を 申し出てくれる人が多いというのも興味深いことで す。アジアと日本との距離感が変わる中で、いわゆ るビジネスロイヤーと言われる人たちの、法整備支 援との距離感も急速に変わってきています。その理 由としては、法律が整備され、透明性ある法運用が 行われればこそ、弁護士の専門性は十分に発揮でき るわけですから、その環境整備に一役買う法整備支 援に共感を覚えるという面があるでしょう⁵。法整備 支援を通じて得られる相手国の法律情報や法律家な どの人的ネットワークも魅力です。

また、国際取引の現場では、今でもイギリス法が広く準拠法とされ、それがイギリスロイヤーの国際的な活躍やイギリスの国際的プレゼンスを強く支えていますし、シンガポールなどはそういったイギリス法の継受を、投資呼込策の一つとして積極的に利用しています。一方で、大陸法系の国が多く集まるEUでは、契約法など法制度の共通化が大きなテーマになっており、世界的にもその潮流が見られます。こういった現実を肌感覚で知る弁護士の方々であればこそ、法整備支援というチャンネルで、日本法と他国法との対話が活発化していることを歓迎してくれていると思われます。

このように、発展途上国の法・司法が抱える課題 について、企業法務の現場で触れる日本の法律家が、 日本の法整備支援が始まって以来、初めて現れてき たわけです。法整備支援は、企画立案及び実施の各 段階でこういった弁護士と連携することで、より地

³ http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20111226/20111224.pdf

⁴ なお、企業の海外進出拡大による国内の産業空洞化を懸念する声も聞かれますが、中小企業白書 (2010年版) によると、国際化を進める企業ほど、国内の雇用も拡大させる傾向があるとのことです。

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h22/h22_1/Hakusyo part2_chap2_web.pdf

⁵ 栗田哲郎「ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備 支援」参照

http://www.moj.go.jp/content/000077610.pdf

に足の付いた効果的なものになっていくと思われます。大げさかもしれませんが、新たなアクターの出現により、法整備支援は新しい段階に入ろうとしています。

弁護士との連携例

実際、法整備支援の現場でも、そういった現地駐 在の弁護士の方々との連携を既に開始しています。

たとえば、2011年に法務総合研究所では、インド ネシアの民事執行・民事保全・担保権実行に関する 調査を、大手法律事務所からの派遣でインドネシア に駐在している弁護士に委託しました。その弁護士 は、同僚であるインドネシア人弁護士の協力も得つ つ, また, 文献・資料調査だけでなく, インドネシ アの裁判官や法学者などへのインタビューも重ねな がら、実に興味深い調査結果を仕上げてくれつつあ ります。この調査報告書は、ウェブサイトで公表す る予定でして、インドネシアの民事執行・民事保全・ 担保権実行の実情及び課題を、日本サイドで広く共 有することになります。日本の法整備支援は、相手 国の実情をよく調査、把握し、相手国に寄り添いな がら行うことに特色、強みがあるわけですが、民間 セクターの弁護士との連携により、日本らしい法整 備支援の前提となる知見集積が、実に効率よく効果 的に図られるわけです。

また、そういった弁護士は、駐在国で講演をする機会もよくあると聞きます。そのような機会に、上記のような調査の結果をベースに、当該国の法律と日本法との比較分析や提言を披露すれば、それはもう日本法と日本の法律家の強みを活かした法整備支援そのものです。もちろん、私たちが相手国の法律家や行政官向けに企画した研修の中で講師を務めてもらうことも考えられます(日本の法令や法律教材の翻訳物を利用すれば、より効果的です。)。

法整備支援の案件形成においても、相手国の実情 と課題を肌感覚で分かっているそういった弁護士の 意見に、より耳を傾けていくことも積極的に検討さ れるべきでしょう。これまでの調査手法と比べ、獲得できる情報・分析の質・量ともに、一段と厚みを増すことは間違いありませんが。

法務省の立ち位置はどこにあるか?

では、法整備支援は、そういった弁護士に任せてしまい、法務省が関与する必要はなくなったのかといえば、それは違います。ただ、このように専門性の高い日本の弁護士がどんどんアジアで活躍するようになっていることをしっかりと認識し、法整備支援における法務省の立ち位置、役割を見つめ直すことは求められていると思われます。ここをおろそかにすると、官・民間の縦割り的な活動、無用な重複につながりかねません。そうではなく、それぞれの強みを活かした官民連携が模索されるべきですし、さらに大学や他省庁なども含めた多層的な連携によって、より効果的な法整備支援が可能になると考えられます。

法整備支援における法務省の役割と強みとなると, これには、法整備支援の支援対象が、多くの場合、 政府機関や裁判所といった公的機関である以上、日 本側で対応するのも、やはり公的機関となるほかな いという何とも形式的な理由がまずあります。ただ それだけでなく、実質的に考えても、公的機関だか らこそ相手国から信頼してもらいやすいという面が あるのは事実であり、だからこそ構築できる人的 ネットワークというものもあります。更にいえば, そういう信頼関係、ネットワークがあればこそ見え てくる相手国の課題や支援ニーズというものもある でしょう。先に述べたとおり、弁護士の意見を参考 にすることが今後増えるにせよ、相手国の弁護士会 を支援対象としたものでなければ、支援の方向性や 枠組み作りを主導するのは、政府・JICAであり続け るでしょうし, 中でも法務省がその専門性を期待さ れるものと考えられます。

⁶ 小口光弁護士「ベトナム法制度調査研究報告書」参照 http://www.moj.go.jp/content/000074537.pdf

一方、より現場レベルの話としても、法務省の強 みといえるものがあります。それは、法整備支援に 専念し、相手国とじっくり、とことん付き合う人材 を安定的に確保しやすい上、そういったノウハウ、 知恵を組織として蓄積、承継していけるという点で す。民間セクターとして外国に駐在する弁護士は、 当然法整備支援以外の本来業務を持っているわけで, 法整備支援にかかりっきりになるわけではありませ ん。ところが、法整備支援で最も重要な先方国人材 の育成において、本当に実を上げようと思えば、大 変な時間と忍耐が必要です。感覚的な言い方ですが、 待って、待って、待って、更に待って、やっと相手 の一歩前進が引き出されるというのが法整備支援の 現場です。その具体的なノウハウ、知恵を組織知と してつないでいくことができるか否かは、法務省が 法整備支援に関わる価値を大きく左右していくと思 われます。

また、言うまでもなく、日本の裁判官や検察官だからこその知見や経験というものがあり、そういったものは弁護士だけでは何ともしようがありません。 支援対象や分野が裁判所や検察に一部でも関係する部分があれば、弁護士に協力してもらえる部分があるにせよ、日本の裁判官や検察官の関与なしに支援を遂行することはできないでしょう。そうすると、裁判官出向者も含めた意味で、法務省の出番ということになります。

ここでもう一度インドネシアでの調査委託の話に 戻りますが、この調査一つにしても、弁護士に調査 を丸投げしていたわけではありません。裁判所から の出向者である私も裁判官としての経験を踏まえた コメントを適宜しましたし、資料の入手やインタ ビューの設定に関しては、法務省の築いてきたイン ドネシアとの人的ネットワークも活かされました。 さらに、本調査においては、インドネシア法研究者 や大使館からも大変な助力をいただきましたが、そ ういった音頭取りをしたのも法務省です。一調査内 における話ではありますが、こういった連携は、法 整備支援のプロジェクト形成など、よりスケールの 大きい話の場においても応用可能と考えられます。

他省庁や大学との連携

ところで、政府内で法整備支援を実施しているの は法務省だけではありません。たとえば、競争法に ついては公正取引委員会が、労働法については厚生 労働省が行っています。ただ、法分野ごとに所管省 庁が決まっており、省庁間の連携はほとんどありま せんでした。そのような中、インドネシアで進行中 のJICA知的財産権保護強化プロジェクトでは、これ まで知的財産分野の支援を担ってきた特許庁だけで なく, 財務省関税局, 法務省法務総合研究所も協力 機関に加わり,連携しての支援が実施されています。 法務省としては、知的財産権の保護といっても、結 局民事執行・民事保全を含めた基本的な訴訟制度及 び運用が改善なれなければ、実効性が低いことを相 手国及び日本側の他機関とも共有し、そういった基 本部分の支援に光を当てていくのが役回りでしょう。 これまでの法整備支援では、基本法と経済法とが別 物のように扱われてきた感がありますが、法体系全 体の中の1階部分と2階部分という密な関係にある との認識のもと、上記プロジェクトのような連携の 広がりが期待されます。

そして、法整備支援を当初から引っ張ってこられた大学・学者の方々との連携というのも、ますます重要になっています。たとえば、名古屋大学は、ベトナム、カンボジアなどにおいて、日本語で日本法の教育を行う日本法教育研究センター事業⁷を行っていますが、その結果、日本語で日本法を理解できる人材が着実に増えてきています。彼らと日本語で法律の議論をすると、通訳を介してのコミュニケーションと比べ、伝達できる知見の量・質が格段に異なることがすぐに分かります。日本の明治維新期がそうであったように、こういった人々が法の継受と

⁷ 最近では、東アジア、特に日中韓の大学間における人材 交流を促進する事業も始めようとしています。

発展において重要な役割を担っていくのでしょう。 法務省が実施する法整備支援事業においても, こう いった人材との交流、連携を深めることで、支援効 果を飛躍的に高めることができると考えられます。

新しい局面には新しい発想を

法整備支援は、相手国にとってはもちろん、日本 にとっても得るところの大きいWin-Winの国家戦略 です。法整備支援の認知度の高まり、アジア諸国と の距離感の変化、弁護士のアジア展開、他省庁や大 学との連携, 日本語で日本法を理解できる外国人の 増加などによって, 新たな広がりを見せ始めた法整 備支援。これを好機として今までにない支援枠組み や発想が生まれ、相手国にとっても日本にとっても, より実のある法整備支援が展開されていくことを 願ってやみません。